

松山市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
〔1〕略					〔1〕略				
〔2〕具体的事業の内容					〔2〕具体的事業の内容				
（1）該当なし					（1）該当なし				
（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 椿の湯施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： 椿の湯施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 道後 51 号線道路景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： 道後 51 号線道路景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 景観まちづくり事業(道後地区) 内容： 観光施設周辺の景観まちづくり推進 実施時期： <u>平成27年度から平成28年度</u>	松山市	道後の地域住民と良好な景観形成を目的に景観まちづくりを検討し、住民はもとより観光客にとってより魅力的なまちづくりを推進していく。	支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業の効果促進事業) 実施時期： <u>平成28年度</u>		事業名： 景観まちづくり事業(道後地区) 内容： 観光施設周辺の景観まちづくり推進 実施時期： <u>平成27年度</u>	松山市	道後の地域住民と良好な景観形成を目的に景観まちづくりを検討し、住民はもとより観光客にとってより魅力的なまちづくりを推進していく。	支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業の効果促進事業) 実施時期： <u>平成27年度</u>	
事業名： 上人坂道路景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： 上人坂道路景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 道後 46 号線道路景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： 道後 46 号線道路景観整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：	(略)	(略)	(略)	(略)

鮎屋町護国神社前線整備事業 (略)						鮎屋町護国神社前線整備事業 (略)					
事業名： 東雲 72 号線道路整備事業 (東西付替道路整備事業) 内容： 街路整備等 実施時期： <u>平成 27 年度から平成 28 年度</u>	松山市	・東雲小学校南側の現状の道は幅員が狭いが、小中連携校の正門が南側に設けられることから、新たに歩車分離した新設市道を整備する。 ・この事業により、通学路の安全確保を図る。	支援措置： 社会資本整備 総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)道路) 実施時期： <u>平成 28 年度</u>			事業名： 東雲 72 号線道路整備事業 (東西付替道路整備事業) 内容： 街路整備等 実施時期： <u>平成 27 年度</u>	松山市	・東雲小学校南側の現状の道は幅員が狭いが、小中連携校の正門が南側に設けられることから、新たに歩車分離した新設市道を整備する。 ・この事業により、通学路の安全確保を図る。	支援措置： 社会資本整備 総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)道路) 実施時期： <u>平成 27 年度</u>		
事業名： 雨水貯留施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： 雨水貯留施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(削除)						<u>事業名：</u> <u>清水 91 号線道路景観整備事業</u> <u>内容：</u> <u>道路空間の高質化</u> <u>実施時期：</u> <u>平成 28 度から平成 29 年度</u>	<u>松山市</u>	<u>・清水 91 号線(700m)において道路景観整備(路肩のカラー舗装・石畳舗装など)を行う。</u>	<u>支援措置：</u> <u>社会資本整備</u> <u>総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)高質空間形成施設)</u> <u>実施時期：</u> <u>平成 28 度から平成 29 年度</u>		
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業						(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
事業名： JR 松山駅付近連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： JR 松山駅付近連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
事業名： 大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業(ラフォーレ原宿・松山跡地商業等複合ビル建設) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： 大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業(ラフォーレ原宿・松山跡地商業等複合ビル建設) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
事業名： 二番町三丁目南第一地区	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： 二番町三丁目南第一地区	(略)	(略)	(略)	(略)	

	優良建築物等整備事業(ゴンドラ) (略)						優良建築物等整備事業(ゴンドラ) (略)					
	事業名: (歩いて楽しい健康増進まちづくり事業)花園町線整備事業・市駅前空間改変事業 内容: 街路空間の再編等 実施時期: 平成24年度から平成29年度	松山市	・城山公園と市内最大のターミナル松山市駅を結ぶ花園町線(幅員 40m)において車線を減らし、歩行者、自転車に再配分するとともに、オープンカフェなど人が滞留する居場所を整え、銀杏並木や芝生などを生かした風情ある空間整備をすすめる。 ・あわせて、松山市駅前の空間改変(歩行者動線、滞留空間、駐輪施設等の整備)を行うことで、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる生活空間の整備を検討する。	支援措置: 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期: 平成24年度、平成27年度から平成29年度 <u>支援措置:</u> 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 実施時期: <u>平成25年度から平成27年度</u>			事業名: (歩いて楽しい健康増進まちづくり事業)花園町線整備事業・市駅前空間改変事業 内容: 街路空間の再編等 実施時期: 平成24年度から平成29年度	松山市	・城山公園と市内最大のターミナル松山市駅を結ぶ花園町線(幅員 40m)において車線を減らし、歩行者、自転車に再配分するとともに、オープンカフェなど人が滞留する居場所を整え、銀杏並木や芝生などを生かした風情ある空間整備をすすめる。 ・あわせて、松山市駅前の空間改変(歩行者動線、滞留空間、駐輪施設等の整備)を行うことで、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる生活空間の整備を検討する。	支援措置: 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期: 平成24年度、平成27年度から平成29年度 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 実施時期 <u>平成25年度から26年度</u>		
	事業名: 二番町線整備事業 内容: 街路空間の再編等 実施時期: <u>平成24年度から平成30年度</u>	松山市	・中心市街地を東西に走る「市道二番町線」において、電線類の地中化事業にあわせて、道路空間の再配分および道路景観整備を行う。 ・この事業により、歩行者や自転車にやさしい道路空間を形成するとともに、荷捌き車両、客待ちタクシーの道路利用に関するルールを定め、自動車交通の円滑化を図る。	支援措置: 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期: 平成24年度、平成27年度から平成29年度 <u>支援措置:</u> 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 実施時期 <u>平成25年度から平成27年度</u>			事業名: 二番町線整備事業 内容: 街路空間の再編等 実施時期: <u>平成24年度から平成29年度</u>	松山市	・中心市街地を東西に走る「市道二番町線」において、電線類の地中化事業にあわせて、道路空間の再配分および道路景観整備を行う。 ・この事業により、歩行者や自転車にやさしい道路空間を形成するとともに、荷捌き車両、客待ちタクシーの道路利用に関するルールを定め、自動車交通の円滑化を図る。	支援措置: 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期: 平成24年度、平成27年度から平成29年度 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 実施時期 <u>平成25年度～平成26年度</u>		

	事業名： 中央循環線整備事業 内容： 街路空間の再編等 実施時期： <u>平成 24 年度から平成 29 年度</u>	松山市	・国道196号と道後地区を連絡する「市道中央循環線」において、電線類の地中化事業<u>を行い、無電柱化区間の連続性を確保し、災害に強いまちの形成、情報通信ネットワークの信頼性向上、快適な都市景観の創出を図る。</u>	支援措置： 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期： 平成 24 年度から平成 25 年度 支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)街路) 実施時期： 平成 26 年度から平成 29 年度				事業名： 中央循環線整備事業 内容： 街路空間の再編等 実施時期： <u>平成 24 年度から平成 30 年度</u>	松山市	・国道196号と道後地区を連絡する「市道中央循環線」において、電線類の地中化事業<u>にあわせて、歩道のバリアフリー化や安全・快適な自転車走行空間の整備を行う。</u> <u>・この事業により、無電柱化区間の連続性が確保され、災害に強いまちの形成、情報通信ネットワークの信頼性向上、快適な都市景観の創出を図る。</u>	支援措置： 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期： 平成 24 年度から平成 25 年度 支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)街路) 実施時期： 平成 26 年度から平成 29 年度		
	事業名： 松山駅西口南江戸線整備事業 内容： 街路事業 (延長約 480m、幅 34m、4車線) 実施時期： <u>平成 26 年度から平成 34 年度</u>	愛媛県	・松山駅周辺土地区画整理事業関連の街路事業として駅西側で駅西南北線～松山西部環状線を結ぶ松山駅西口南江戸線(延長約480m、幅 34m、4車線)の整備をすすめる。 ※図 (略)	支援措置： 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期： <u>平成 28 年度から平成 29 年度</u>				事業名： 松山駅西口南江戸線整備事業 内容： 街路事業 (延長約 480m、幅 34m、4車線) 実施時期： <u>平成 26 年度から平成 35 年度</u>	愛媛県	・松山駅周辺土地区画整理事業関連の街路事業として駅西側で駅西南北線～松山西部環状線を結ぶ松山駅西口南江戸線(延長約480m、幅 34m、4車線)の整備をすすめる。 ※図 (略)	支援措置： 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期： <u>平成 27 年度から平成 29 年度</u>		
	事業名： 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 内容： 区画整理事業区域(16.7ha)内の幹線道路整備 実施時期： 平成 22 年度<u>から平成</u> 32	松山市	・松山駅周辺地区において、鉄道高架に合わせ、区画整理事業区域内外に三番町線や松山駅北東西線等の幹線道路を整備し、東西交通の円滑化を図る。	支援措置： 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期： <u>平成 22 年度から平成 28 年度</u> 支援措置： 防災・安全交付				事業名： 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 内容： 区画整理事業区域(16.7ha)内の幹線道路整備 平成 22 年度<u>～</u>32 年度 街路事業(松山駅北東西線	松山市	・松山駅周辺地区において、鉄道高架に合わせ、区画整理事業区域内外に三番町線や松山駅北東西線等の幹線道路を整備し、東西交通の円滑化を図る。	支援措置： 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期： <u>平成 22 年度から平成 32 年度</u> 防災・安全交付		

	年度 内容： 街路事業（松山駅北東西線 約 50m） 実施時期： 平成 28 年度から平成 32 年度			金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 26 年度から平成 32 年度				約 50m） 実施時期： 平成 28 年度～32 年度			金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 26 年度		
	事業名： 自転車ネットワーク整備事業 内容： 自転車走行空間の整備 実施時期： 平成 26 年度から平成 30 年度	松山市	・自転車は、環境にやさしく、また、手軽で便利な乗り物として多くの方が利用しており、松山市における都市交通手段として、重要な役割を果たしている。 ・平成 25 年 8 月に策定した「松山市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車走行部分のカラー舗装や路面標示など、既存道路の有効活用を基本とした自転車走行環境の整備を進める。 ・より安全、快適に自転車通行できる環境を提供するため、今後は、国・県・市の道路管理者が連携を図りながら、自転車道整備など自転車ネットワークの早期実現に向けて取り組んでいく。	支援措置： 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 実施時期： 平成 27 年度から平成 30 年度 支援措置： 防災・安全交付金（道路事業） 実施時期： 平成 27 年度				事業名： 自転車ネットワーク整備事業 内容： 自転車走行空間の整備 実施時期： 平成 26 年度から平成 30 年度	松山市	・自転車は、環境にやさしく、また、手軽で便利な乗り物として多くの方が利用しており、松山市における都市交通手段として、重要な役割を果たしている。 ・平成 25 年 8 月に策定した「松山市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車走行部分のカラー舗装や路面標示など、既存道路の有効活用を基本とした自転車走行環境の整備を進める。 ・より安全、快適に自転車通行できる環境を提供するため、今後は、国・県・市の道路管理者が連携を図りながら、自転車道整備など自転車ネットワークの早期実現に向けて取り組んでいく。	支援措置： 社会資本整備 総合交付金（道路事業） 実施時期： 平成 26 年度から平成 30 年度		
	事業名： まちなか広場事業 （中心市街地賑わい再生事業） 内容： 都心部での賑わい空間の形成 実施時期： 平成26度から平成28年度	松山市	・中心市街地を訪れる市民の多くは、目的地に立ち寄って短時間で帰る行動をとっているが、更なるまちの賑わいを創出するには、まちを回遊させる仕掛けが必要となっている。 ・そこで、平面式駐車場を借り受け、芝生広場化するとともに、交流施設（アーバンデザインセンター）やミニ図書館など設置し、各種イベント開催などを行う社会実験を実施することで、中心市街地における環境改善モデルとする。 ・季節ごとにまちなかの魅力の情報発信を行うとともに、活性化の取り組みの紹介、まちなかの賑わいの様	支援措置： 社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業） 実施時期： 平成26年度から平成28年度				事業名： まちなか広場事業 （中心市街地賑わい再生事業） 内容： 都心部での賑わい空間の形成 実施時期： 平成26度から平成27年度	松山市	・中心市街地を訪れる市民の多くは、目的地に立ち寄って短時間で帰る行動をとっているが、更なるまちの賑わいを創出するには、まちを回遊させる仕掛けが必要となっている。 ・そこで、平面式駐車場を借り受け、芝生広場化するとともに、交流施設（アーバンデザインセンター）やミニ図書館など設置し、各種イベント開催などを行う社会実験を実施することで、中心市街地における環境改善モデルとする。 ・季節ごとにまちなかの魅力の情報発信を行うとともに、活性化の取り組みの紹介、まちなかの賑わいの様	支援措置： 社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業） 実施時期： 平成26年度から平成27年度		

		子やイベント情報など、最新の状況についても様々な情報発信を行っていく。					子やイベント情報など、最新の状況についても様々な情報発信を行っていく。				
事業名： 景観計画（中心地区）策定と市民協働による景観まちづくりの推進 内容： 景観計画（中心地区）の策定と推進 実施時期： 平成26年度から平成31年度	松山市	・景観法に基づく景観計画の策定を見据え、地域住民と一体となって、良好な景観を保全・活用し、活性化につなげていくための検討調査を実施する。 ・花園町通り及び市駅周辺においては、道路景観設計及び市駅前広場空間改変基本設計を踏まえ、 <u>地元主体で沿道の景観ルールやファサード整備方針を策定する。</u> ・また、中心市街地において、景観まちづくり等に関する勉強会等を開催する。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業） 実施時期： <u>平成26年度から平成27年度</u>				事業名： 景観計画（中心地区）策定と市民協働による景観まちづくりの推進 内容： 景観計画（中心地区）の策定と推進 実施時期： 平成26年度から平成31年度	松山市	・景観法に基づく景観計画の策定を見据え、地域住民と一体となって、良好な景観を保全・活用し、活性化につなげていくための検討調査を実施する。 ・花園町通り及び市駅周辺においては、道路景観設計及び市駅前広場空間改変基本設計を踏まえ、 <u>沿道の景観ルールを定めるため、景観計画やファサード整備方針策定のための基礎調査を行う。</u> ・また、中心市街地において、景観まちづくり等に関する勉強会等を開催する。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業） 実施時期： <u>平成26年度から平成31年度</u>	
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業											
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
事業名： 市街地総合再生基本計画に位置付ける拠点空間（一番町交差点周辺、L 字周辺、松山市駅周辺）の再開発推進 内容： 都心の拠点空間における再開発推進 実施時期： 平成 26 <u>年</u> 度から平成 31 年度	松山市 松山市中心市街地活性化協議会など	・本市では、平成 25 年 3 月に中心地区で行われる再開発のマスタープランとして「中心地区市街地総合再生基本計画」を策定したが、同計画で拠点空間に位置付けた、 ①一番町交差点周辺、 ②L 字周辺、 ③松山市駅周辺 において、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を中心とした老朽建物の更新を促進することにより、魅力ある都心拠点空間の整備を推進していく。 特に、「L 字周辺」拠点空間については、経済産業省の補助事業等を活用した地域での研究会活動も活発であることから、基本計画を作成し、以下の検討を行う。 ・都市計画に係る検討 ・施設建築物の計画の検討 ・施設需要の調査	支援措置： 社会資本整備総合交付金（基本計画等作成等事業） 実施時期： <u>平成 28 年度から平成 29 年度</u>			事業名： 市街地総合再生基本計画に位置付ける拠点空間（一番町交差点周辺、L 字周辺、松山市駅周辺）の再開発推進 内容： 都心の拠点空間における再開発推進 実施時期： 平成 26 度から平成 31 年度	松山市 松山市中心市街地活性化協議会など	・本市では、平成 25 年 3 月に中心地区で行われる再開発のマスタープランとして「中心地区市街地総合再生基本計画」を策定したが、同計画で拠点空間に位置付けた、 ①一番町交差点周辺、 ②L 字周辺、 ③松山市駅周辺 において、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を中心とした老朽建物の更新を促進することにより、魅力ある都心拠点空間の整備を推進していく。 特に、「L 字周辺」拠点空間については、経済産業省の補助事業等を活用した地域での研究会活動も活発であることから、基本計画を作成し、以下の検討を行う。 ・都市計画に係る検討 ・施設建築物の計画の検討 ・施設需要の調査	支援措置： 社会資本整備総合交付金（基本計画等作成等事業） 実施時期： <u>平成 27 年度</u>		

		・権利変換計画の検討 ・事業スケジュールの検討 ・資金計画の検討 ・権利者意向調査					・権利変換計画の検討 ・事業スケジュールの検討 ・資金計画の検討 ・権利者意向調査			
(4) 国の支援措置がないその他の事業						(4) 国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金(住民参加型まちづくりファンド)の拡充 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： 松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金(住民参加型まちづくりファンド)の拡充 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： まちづくり初動期支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： まちづくり初動期支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 松山アーバンデザインセンター[UDCM]の設置 内容： 公・民・学連携のまちづくり推進 実施時期： 平成26年度から平成31年度	松山市 松山市都市再生協議会など	・公・民・学の連携のもと、地域主体のまちづくりを行う松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設を <u>中心市街地に設置</u> 。 ・センターの拠点施設には、都市デザインに関する専門知識と実務経験を有する専門スタッフが常駐し、地域の民間のまちづくり活動への技術的支援を行う。 ・この取組みによって、今後のまちづくりを担う人材が育成されるとともに都心部での再開発や景観まちづくり等が加速され、未来を志向した都市づくりに向けて前進することが期待できる。				事業名： 松山アーバンデザインセンター[UDCM]の設置 内容： 公・民・学連携のまちづくり推進 実施時期： 平成26年度から平成31年度	松山市 松山市都市再生協議会など	・公・民・学の連携のもと、地域主体のまちづくりを行う松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設が <u>中心市街地に設置される(平成26 年10 月)予定</u> 。 ・センターの拠点施設には、都市デザインに関する専門知識と実務経験を有する専門スタッフが常駐し、地域の民間のまちづくり活動への技術的支援を行う。 ・この取組みによって、今後のまちづくりを担う人材が育成されるとともに都心部での再開発や景観まちづくり等が加速され、未来を志向した都市づくりに向けて前進することが期待できる。		
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 〔1〕略 〔2〕具体的事業の内容 (1) 該当なし (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業						5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 〔1〕略 〔2〕具体的事業の内容 (1) 該当なし (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 愛媛県立中央病院整備運	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： 愛媛県立中央病院整備運	(略)	(略)	(略)	(略)

営事業 (略)				
事業名： 松山赤十字病院整備事業 内容： 基幹病院の整備運営 実施時期： 平成26年度から平成32年度	松山赤十字病院	・中心市街地の北部に立地する松山赤十字病院(文京町1番地、30診療科、病床数 <u>681</u> 床)において、機能更新を含む建て替え事業を進める。 ・隣接する市立東雲小学校用地(国有財産)の集約に伴い、国有財産を購入し、現地建替が可能となった。 ・地域住民に安全で良質な医療を提供する。 建物概要 【規模・構造】 ・鉄骨造 地下1階地上10階、免震構造、延床面積 約55,000㎡ 【機能】 ・標榜診療科 30 診療科、病床数 660 床程度 【駐車場】 ・約 540 台 【完成イメージ図】 (略)	支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)中心拠点誘導施設:医療施設) 実施時期： <u>平成 27 年度から平成 29 年度</u>	
事業名： 教育センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： まちなか子育て・市民交流事業 内容： 子育て施設、市民交流施設の運営 実施時期： 平成23年度から平成31年	松山市	・来街者への託児サービスや休憩場所の提供、情報発信およびショッピングモビリティ、イベント、会議等が開催できる交流スペース機能を備えた、都心部の拠点施設を平成24年3月より供用開始している。(愛称「まちコムスポット てくるん」)。 ・同施設では、 <u>小規模保育事業のほか</u> 、親子で参加できるイベントや	支援措置： <u>子どものための教育・保育給付費</u> 実施時期： <u>平成 27 年度から平成 31 年度</u>	

営事業 (略)				
事業名： 松山赤十字病院整備事業 内容： 基幹病院の整備運営 実施時期： 平成26年度から平成32年度	松山赤十字病院	・中心市街地の北部に立地する松山赤十字病院(文京町1番地、30診療科、病床数 <u>745</u> 床)において、機能更新を含む建て替え事業を進める。 ・隣接する市立東雲小学校用地(国有財産)の集約に伴い、国有財産を購入し、現地建替が可能となった。 ・地域住民に安全で良質な医療を提供する。 建物概要 【規模・構造】 ・鉄骨造 地下1階地上10階、免震構造、延床面積 約55,000㎡ 【機能】 ・標榜診療科 30 診療科、病床数 660 床程度 【駐車場】 ・約 540 台 【完成イメージ図】 (略)	支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)中心拠点誘導施設:医療施設) 実施時期： <u>平成 26 年度から平成 29 年度</u>	
事業名： 教育センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)からの移設				

度									
高齢者のいきいきサロン、商店街情報の発信など、さまざまな取り組みを行っているが、更なる活性化と市民交流の一層の充実に繋げて行く。									
(4) 国の支援措置がないその他の事業					(4) 国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)に移設					事業名： まちなか子育て・市民交流事業 内容： 子育て施設、市民交流施設の運営 実施時期： 平成23年度から平成31年度	松山市	・来街者への託児サービスや休憩場所の提供、情報発信およびショップモビリティ、イベント、会議等が開催できる交流スペース機能を備えた、都心部の拠点施設を平成24年3月より供用開始している。（愛称「まちコムスポット てくるん」）。 ・同施設では、親子で参加できるイベントや高齢者のいきいきサロン、商店街情報の発信など、さまざまな取り組みを行っているが、更なる活性化と市民交流の一層の充実に繋げて行く。		
事業名： 総合コミュニティセンター建物改修事業 内容： 文化・スポーツ複合施設の建物改修 実施時期： 平成26年度から平成29年度	松山市	・松山市総合コミュニティセンターは、コミュニティプラザ、研修会議室、文化ホール（キャメリアホール）、中央図書館、こども館・コスモシアター、企画展示ホール、体育館・温水プールからなる複合施設で、平成29年に開催されるえひめ国体の競技会場の一つである。 ・市民に幅広く利用される総合コミュニティセンターの機能を維持し、教育文化の振興及び健康の増進を図るため、計画的に施設及び設備等の改修整備を行う。平成26年度からは築後約30年を迎え老朽化した設備等の大規模更新を行う。	<u>支援措置：</u> <u>スポーツ振興くじ助成金</u> <u>実施時期：</u> <u>平成28年度</u> <u>支援措置：</u> <u>えひめ国体市町等競技施設整備費補助金</u> <u>実施時期：</u> <u>平成28年度</u>		事業名： 総合コミュニティセンター建物改修事業 内容： 文化・スポーツ複合施設の建物改修 実施時期： 平成26年度から平成29年度	松山市	・松山市総合コミュニティセンターは、コミュニティプラザ、研修会議室、文化ホール（キャメリアホール）、中央図書館、こども館・コスモシアター、企画展示ホール、体育館・温水プールからなる複合施設で、平成29年に開催されるえひめ国体の競技会場の一つである。 ・市民に幅広く利用される総合コミュニティセンターの機能を維持し、教育文化の振興及び健康の増進を図るため、計画的に施設及び設備等の改修整備を行う。平成26年度からは築後約30年を迎え老朽化した設備等の大規模更新を行う。		
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と				

[1] ~ [2] 略

[1] 略

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 空き店舗対策事業の改善・ 拡充 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 大街道内道路、アーケード 空間形成計画の策定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 一番町大街道口アーケード 改良事業 内容： アーケードの改良 実施時期： 平成26年度から平成27年	松山大街道 商店街振興 組合	・ラフォーレ跡地再開発(大街道二 丁目東地区優良建築物等整備事 業)と連動して、一番町大街道口 アーケードのエントランス部分を改 良し、メインストリートの賑わいづくり につなげていく。	支援措置： 地域商業自立 促進事業 実施時期： <u>平成26年度か ら平成27年度</u>	

[1] ~ [2] 略

[1] 略

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 空き店舗対策事業の改善・拡充 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： (仮称)サイクルサロンFAST整備事業 内容： 駐輪場、休憩・スペース等の整備 実施時期：平成26年度から平成27年度	株式会社ファースト	商業・ホテル等の複合施設や全国系列ホテルの整備等で松山の顔としてリニューアルする一番町口にある施設の一部を改修し、周辺商業店舗への来街促進、観光等で訪れるサイクリストらが集う空間を整備する。	支援措置： 中心市街地再生事業費補助金 または 中心市街地再興戦略事業費補助金 実施時期： 平成26年度から平成27年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 大街道内道路、アーケード空間形成計画の策定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 一番町大街道口アーケード改良事業 内容： アーケードの改良 実施時期： 平成 26 年度～平成 27 年	松山大街道商店街振興組合	・ラフォーレ跡地再開発(大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業)と連動して、一番町大街道口アーケードのエントランス部分を改良し、メインストリートの賑わいづくりにつなげていく。	支援措置： 地域商業自立促進事業 実施時期： <u>平成 26 年度</u>	

度					度				
事業名： 銀天街ショッピングビル 「GET!」近接地への駐輪場 整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： 銀天街ショッピングビル 「GET!」近接地への駐輪場 整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
事業名： <u>松山市民しごと創造ワンストップ支援事業</u> 実施時期： <u>平成 25 年度から平成 30 年度</u>	松山市	・平成 25 年度から中心市街地内に設置している創業・経営支援のワンストップ窓口で、地元の経営者や創業予定者を対象に、行政や各種機関等が実施している支援事業の情報発信や経営に関する相談窓口業務、また、異業種間の交流の機会や中小企業者・創業予定者向けの各種セミナーの開催等、さまざまな支援を行っている。 ・また、平成 28 年度からは創業・経営支援に加え、就業支援を行う窓口として機能を拡充している。	支援措置： <u>地方創生加速化交付金</u> 実施時期： <u>平成 28 年度</u> 支援措置： <u>地方創生推進交付金</u> 実施時期： <u>平成 28 年度から平成 30 年度</u>		(4)からの移設				
(4) 国の支援措置がないその他の事業					(4) 国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	国以外の支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	国以外の支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
事業名： 商店街および他のイベントとの連携による共同販促事業 内容： イベントの開催等	(株)まちづくり 松山 松山商工会 議所 松山中央商店街連合会	・中心市街地内で開催される催事について、近接する地域間でのイベント開催日程の調整やイベントの共同実施、販促事業の連携などを展開することにより、回遊範囲の拡大及び回遊時間の延長を図る。	支援措置： <u>中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金</u> 実施時期：		事業名： 商店街および他のイベントとの連携による共同販促事業 内容： イベントの開催等	(株)まちづくり 松山 松山商工会 議所 松山中央商店街連合会	・中心市街地内で開催される催事について、近接する地域間でのイベント開催日程の調整やイベントの共同実施、販促事業の連携などを展開することにより、回遊範囲の拡大及び回遊時間の延長を図る。		

実施時期： 平成19年度から平成31年度	各商店街 各実行委員会等	・近年、若手経営者等が主体的にまちづくりに関与しはじめており、イベント等の活性化につながっている。 ＊お城下スプリングフェスタ ＊お城下ホコ天パーク ＊城山門前祭り(ロープウェー商店街) ＊柳イズムのろし！（柳井町商店街） ＊まちゼミなど	<u>平成 23 年度から平成 26 年度</u> <u>支援措置：</u> <u>商店街活力UP</u> <u>事業費補助金</u> <u>実施時期：</u> <u>平成 27 年度から平成 31 年度</u>			実施時期： 平成19年度から平成31年度	各商店街 各実行委員会等	・近年、若手経営者等が主体的にまちづくりに関与しはじめており、イベント等の活性化につながっている。 ＊お城下スプリングフェスタ ＊お城下ホコ天パーク ＊城山門前祭り(ロープウェー商店街) ＊柳イズムのろし！（柳井町商店街） ＊まちゼミなど			
事業名： まちなか暮らし・賑わい事業所立地促進事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		事業名： まちなか暮らし・賑わい事業所立地促進事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： 中央商店街等におけるテナントリーシングの推進（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		事業名： 中央商店街等におけるテナントリーシングの推進（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
（削除）						事業名： ラフォーレ原宿・松山跡地商業等複合ビル建設に伴う支援 実施時期： 平成 27 年度	松山市	・ラフォーレ跡地再開発（大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業）で森ビルが行う商業床等の整備に対し、まちなか暮らし・賑わい事業所立地促進事業その他の制度によって支援を行う。			
事業名： 「お城下松山」の取組むCSR活動等（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		事業名： 「お城下松山」の取組むCSR活動等（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： ストリートビジョンを活用した情報受発信、広告収益事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		事業名： ストリートビジョンを活用した情報受発信、広告収益事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
事業名： 朝市等活性化事業	（略）	（略）	（略）	（略）		事業名： 朝市等活性化事業	（略）	（略）	（略）	（略）	

(略)				
事業名： 情報通信関連産業の誘致 (産業立地セールス事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)に移設				
事業名： 中小企業等クリエイティブビ ジネス推進事業 実施時期： <u>平成26年度から平成30年 度</u>	松山市	・市内クリエイターの業務受注促進 を目的とした商談会や、クリエイ ターを育成するための事業を実施す ること等により、クリエイティブ産業 の振興を図り、本市の第3次産業 および中小企業等の活性化を目 指す。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
事業名： 中心市街地活性化ソフト事 業 (道後地区)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)				
事業名： 情報通信関連産業の誘致 (産業立地セールス事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： <u>まつやま経営交流プラザ(企 業経営や創業のための情 報・学習支援事業)</u> 実施時期： <u>平成25年度から平成27年 度</u>	松山市	<u>・松山市では、中小企業振興対策 として、創業者向けの融資制度と 連携した利子補助を実施するな ど、創業者の掘り起こしと創業後の 経営を支援している。</u> <u>・また、中心市街地内に設置してい る経営交流プラザでは、地元の経 営者や創業予定者を対象に、行 政や各種機関等が実施している支 援事業の情報発信や経営に関す る相談窓口業務、また、異業種間 の交流の機会や中小企業者・創業 予定者向けの各種セミナーの開催 等、さまざまな支援を行っている。</u>		
事業名： 中小企業等クリエイティブビ ジネス推進事業 実施時期： <u>平成26年度から平成28年 度</u>	松山市	・市内クリエイターの業務受注促進 を目的とした商談会や、クリエイ ターを育成するための事業を実施す ること等により、クリエイティブ産業 の振興を図り、本市の第3次産業 および中小企業等の活性化を目 指す。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
事業名： 中心市街地活性化ソフト事 業 (道後地区)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)					(略)				
事業名： 城山公園オータムフェスティバル 実施時期： <u>平成 21 年度から平成 31 年度</u>	オータムフェスティバル 実行委員会 ほか	・「松山を楽しもうキャンペーン」城山公園オータムフェスティバルは、堀之内公園を、セントラルパークのように、働き暮らす松山市民と観光客のオアシスとなるよう、中心市街地の活性化と市内中心部への集客を目的として秋から冬にかけて各種イベントを実施する事業。	支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 実施 <u>時期</u> ： 平成 26 年度から平成 31 年度		事業名： 城山公園オータムフェスティバル 実施時期： <u>平成 21 年度から平成 30 年度</u>	オータムフェスティバル 実行委員会 ほか	・「松山を楽しもうキャンペーン」城山公園オータムフェスティバルは、堀之内公園を、セントラルパークのように、働き暮らす松山市民と観光客のオアシスとなるよう、中心市街地の活性化と市内中心部への集客を目的として秋から冬にかけて各種イベントを実施する事業。	支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 実施 <u>期間</u> ： 平成 26 年度から平成 31 年度	
事業名： えひめ・まつやま産業まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： えひめ・まつやま産業まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 道後温泉活性化事業(120周年記念事業、「伊佐庭如矢」顕彰事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名： 道後温泉活性化事業(120周年記念事業、「伊佐庭如矢」顕彰事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>事業名</u> ： <u>椿の湯プロモーション事業</u> <u>実施内容</u> ： <u>新たな温泉施設の整備も含めた道後温泉の様々な魅力や価値の発信</u> <u>実施時期</u> ： <u>平成 28 年度から平成 29 年度</u>	<u>松山市</u>	<u>・日本最古の歴史を誇る道後温泉は、国内外から多くの観光客が訪れる観光拠点である。</u> <u>・しかしながら、道後温泉本館は老朽化・耐震化に伴う保全修理工事が必要であり、松山市では新たな温泉施設の建設に取り組んでいる。</u> <u>・新たな温泉施設のプロモーションを展開することで、道後温泉地域の魅力向上や観光客の誘致を図る。</u>	<u>支援措置</u> <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業の効果促進事業)</u> <u>実施期間</u> ：平成 28 年度から平成 29 年度		<u>新規追加</u>				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 「坂の上の雲」を軸とした 21 世紀のまちづくり事業 実施時期： <u>平成 16 年度から平成 31 年度</u>	松山市	・松山市では、「『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業」として、市民のまちづくりに対する意識の高揚を図るため、様々な啓発事業を展開している。	支援措置： 社会資本整備 総合交付金(道路事業と一体の効果促進事業) 実施 <u>時期</u> ：	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 「坂の上の雲」を軸とした 21 世紀のまちづくり事業 実施時期： <u>平成 16 年度から平成 31 度</u>	松山市	・松山市では、「『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくりに対する意識の高揚を図るため、様々な啓発事業を展開している。 <u>・この内、地域資源を活用したまちづくり活動をサポートするフィールドミュージアム活動支援事業等につ</u>	支援措置： 社会資本整備 総合交付金(道路事業と一体の効果促進事業) 実施 <u>期間</u> ： <u>平成 27 年度から平成 31 年度</u>	

				平成 23 年度から平成 26 年度及び平成 30 年度から平成 31 年度					いて、社会資本整備総合交付金を活用して取り組んでいる。			
	事業名： 特定建築物耐震診断補助事業・特定建築物耐震改修等補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業） 内容： 多くの人が利用する建築物等の耐震診断等に対する支援 実施時期： 平成 26 度から平成 30 年度	松山市など	・南海トラフ巨大地震などの大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を図る目的で「耐震改修促進法」が平成 25 年 5 月に公布され、特定の建築物に対する耐震診断の実施が義務付けられ、平成 27 年末までに松山市へ結果の報告を報告 <u>があった</u> 。 ・災害に強いまちづくりを推進することを目的として、耐震診断・耐震改修を行う建物所有者にその費用の補助を行う。 [対象となる建築物] 新耐震基準の適用(昭和 56 年 6 月)より前に着工された、義務付け対象建築物 1.病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物 2.小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物 3.火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場	支援措置： 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） 実施時期： 平成 26 年度から平成 30 年度			事業名： 特定建築物耐震診断補助事業・特定建築物耐震改修等補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業） 内容： 多くの人が利用する建築物等の耐震診断等に対する支援 実施時期： 平成 26 度から平成 27 年度	松山市など	・南海トラフ巨大地震などの大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を図る目的で「耐震改修促進法」が平成 25 年 5 月に公布され、特定の建築物に対する耐震診断の実施が義務付けられ、平成 27 年末までに松山市へ結果の報告を報告 <u>する</u> 。 ・災害に強いまちづくりを推進することを目的として、耐震診断・耐震改修を行う建物所有者にその費用の補助を行う。 [対象となる建築物] 新耐震基準の適用(昭和 56 年 6 月)より前に着工された、義務付け対象建築物 1.病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物 2.小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物 3.火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場	支援措置： 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） 実施期間： 平成 26 年度から平成 27 年度		
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業						(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業						
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		
事業名： <u>瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業</u> 実施時期： 平成 24 年度から平成 31 年度 <u>図削除</u>	松山市 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議	・広域的な行政・団体・民間の連携による事業推進や大型キャンペーン実施に向けた地域連携と営業促進のほか、着地の魅力造成及び旅行商品化促進を実施していく。 ○ 瀬戸内海道 1 号線(宮島～広島～呉～松山)を活用した観光ルートの定着 ○ テーマクルーズ商品、島体験	<u>支援措置：</u> <u>地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)</u> <u>実施時期：</u> <u>平成 27 年度</u>			<u>(4)からの移設</u>						

			の旅行商品化及び販売促進 ○ 新ゴールデンルートの推進 VISIT JAPAN トラベルマート 2013(訪日旅行商談会)で京都～広島～松山が新ゴールデンルートの名称で<u>推奨</u>されている ○ 周年イベントと併せた着地の魅力づくり(瀬戸内海、道後温泉、四国遍路) ○ キャンペーン受け入れ及び誘致	<u>支援措置:</u> <u>地方創生推進交付金</u>							
	事業名: 観光誘致促進事業(修学旅行、国際観光客) 実施時期: <u>平成21年度から平成31年度</u>	松山市 (公財)松山観光コンベンション協会	・修学旅行の実情や要望等を分析し、誘致戦略を練り直しながらターゲットを絞りつつ、学校および旅行会社等に対して、誘致宣伝活動を行う。 ・また、(公財)松山観光コンベンション協会等と連携しながら外国人観光客の誘致促進を図る。 ・更に、愛媛大学、松山大学、(公財)松山観光コンベンション協会等と連携して、様々な学会などを積極的に招致する。	<u>支援措置:</u> <u>地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)</u> <u>実施時期:</u> <u>平成27年度</u>							
(4) 国の支援措置がないその他の事業						(4) 国の支援措置がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期		実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期		実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: 都市ブランド推進事業 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	事業名: 都市ブランド推進事業 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(3)に移設							事業名： <u>「瀬戸内・松山」魅力創出事業</u> 実施時期： 平成 24 年度から平成 31 年度 	松山市 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議	・広域的な行政・団体・民間の連携による事業推進や大型キャンペーン実施に向けた地域連携と営業促進のほか、着地の魅力造成及び旅行商品化促進を実施していく。 ○ 瀬戸内海道 1 号線(宮島～広島～呉～松山)を活用した観光ルートの定着 ○ テーマクルーズ商品、島体験の旅行商品化及び販売促進 ○ 新ゴールデンルートの推進 VISIT JAPAN トラベルマート 2013(訪日旅行商談会)で京都～広島～松山が新ゴールデンルートの名称で<u>選定</u>されている ○ 周年イベントと併せた着地の魅力づくり(瀬戸内海、道後温泉、四国遍路) ○ キャンペーン受け入れ及び誘致			
事業名： <u>観光おもてなし対策事業</u> 実施時期： 平成 19 年度から平成 31 年度	松山市 松山商工会議所 瀬戸内・松山構想推進会議	・平成 25 年 3 月、地域に根付くおもてなし風土をいかしながら、まちの「おもてなし力」を向上させるため、松山市と松山商工会議所、瀬戸内・松山構想推進会議が連携し、「おもてなし日本一のまち」宣言を行った。 ・平成 26 年は 3 つの周年(「瀬戸内海国立公園指定 80 周年」・「道後温泉本館改築 120 周年」・「四国 88 ヶ所霊場開創 1200 年」)が重なることから、この絶好の機会を活かし、来ていただいた方々に 2 度 3 度と、松山に来ていただくための「おもてなし日本一推進事業」を実施した。 ・また、「おもてなし度向上策」とし					事業名： <u>観光おもてなし対策、おもてなし日本一推進事業</u> 実施時期： 平成 19 年度から平成 31 年度	松山市 松山商工会議所 瀬戸内・松山構想推進会議	・平成 25 年 3 月、地域に根付くおもてなし風土をいかしながら、まちの「おもてなし力」を向上させるため、松山市と松山商工会議所、瀬戸内・松山構想推進会議が連携し、「おもてなし日本一のまち」宣言を行った。 ・平成 26 年は 3 つの周年(「瀬戸内海国立公園指定 80 周年」・「道後温泉本館改築 120 周年」・「四国 88 ヶ所霊場開創 1200 年」)が重なることから、この絶好の機会を活かし、来ていただいた方々に 2 度 3 度と、松山に来ていただくための「おもてなし日本一推進事業」を実施する。 ・また、「おもてなし度向上策」とし			

			て、観光キッズや事業者等を対象にしたおもてなし人材育成研修会等を開催し、受け入れ体制の充実を図っている。									
	事業名： <u>HAIKU(国際俳句)ブランディング</u> 事業(着地型商品「松山はいく」の販売促進等)	松山はいく運営委員会 (松山はいく運営委員会事務局)	・市内の地域資源を活用し「ガイドと巡るまち歩き(松山はいく)」による観光誘客を推進するにあたり、地元経済団体や観光関係団体、学識経験者等で組織する「松山はいく運営委員会」にて事業を実施。 ・継続して「松山はいく」を核に、旅行者ニーズを捉えた着地型観光商品の開発および発地での情報発信等による誘客を図っていくことで、一過性に終わらない「着地の魅力づくり」と「情報発信」を連動させた観光まちづくりを実施し、ガイドのさらなる人材育成も目指す。 ・観光客、修学旅行生等のみならず、市民向けのイベントやメニューを強化することで、市民認知度を高めるとともに、地域資源の魅力を再認識してもらう。 <u>・世界的俳句大会の開催などにより「松山・俳句＝HAIKU」の知名度・ブランディング向上を図る。</u>									
	実施時期： 平成21年度から平成31年度 ※図（略）											
	事業名： 観光誘致促進事業(修学旅行、国際観光客)	松山市 (公財)松山観光コンベンション協会	・修学旅行の実情や要望等を分析し、誘致戦略を練り直しながらターゲットを絞りつつ、学校および旅行会社等に対して、誘致宣伝活動を行う。 ・また、(公財)松山観光コンベンション協会等と連携しながら外国人観光客の誘致促進を図る。 ・更に、愛媛大学、松山大学、(公財)松山観光コンベンション協会等と連携して、様々な学会などを積極的に招致する。	<u>支援措置：</u> <u>愛媛県観光地外国語表記等整備事業補助金</u> <u>実施時期：</u> <u>平成27年度</u>								
	実施時期： <u>平成21年度から平成31年度</u>											
	事業名： 健康と観光の街づくり「スマイ	松山市	・総務省の受託を受けて、半径5km 圏内にある都市機能が集中									
	事業名： <u>観光まちづくり</u> 事業(着地型商品「松山はいく」の販売促進等)	松山はいく運営委員会 (松山はいく運営委員会事務局)	・市内の地域資源を活用し「ガイドと巡るまち歩き(松山はいく)」による観光誘客を推進するにあたり、地元経済団体や観光関係団体、学識経験者等で組織する「松山はいく運営委員会」にて事業を実施。 ・継続して「松山はいく」を核に、旅行者ニーズを捉えた着地型観光商品の開発および発地での情報発信等による誘客を図っていくことで、一過性に終わらない「着地の魅力づくり」と「情報発信」を連動させた観光まちづくりを実施し、ガイドのさらなる人材育成も目指す。 ・観光客、修学旅行生等のみならず、市民向けのイベントやメニューを強化することで、市民認知度を高めるとともに、地域資源の魅力を再認識してもらう。									
	実施時期： 平成21年度から平成31年度 ※図（略）											
	事業名： 観光誘致促進事業(修学旅行、国際観光客)	松山市 (公財)松山観光コンベンション協会	・修学旅行の実情や要望等を分析し、誘致戦略を練り直しながらターゲットを絞りつつ、学校および旅行会社等に対して、誘致宣伝活動を行う。 ・また、(公財)松山観光コンベンション協会等と連携しながら外国人観光客の誘致促進を図る。 ・更に、愛媛大学、松山大学、(公財)松山観光コンベンション協会等と連携して、様々な学会などを積極的に招致する。									
	実施時期： <u>平成21年度から平成30年度</u>											
	事業名： 健康と観光の街づくり「スマイ	松山市	・総務省の受託を受けて、半径5km 圏内にある都市機能が集中									

	ル松山プロジェクト」 実施時期： <u>平成 25 年度から平成 27 年度</u>		するコンパクトシティ松山の特性を活かし、「住んでよし、訪れてよし」の活力ある街であり続けるために、「ウォーキング(街歩き)」を軸に、情報通信技術を活用したまちづくりを展開。 ・松山市と愛媛大学、団体、民間事業者が産官学連携し、以下の 3 事業を実施。 (1)健康 ICT 事業 (2)観光 ICT 事業 (3)防災 ICT 事業				ル松山プロジェクト」 実施時期： <u>平成 25 年度から平成 31 年度</u>		するコンパクトシティ松山の特性を活かし、「住んでよし、訪れてよし」の活力ある街であり続けるために、「ウォーキング(街歩き)」を軸に、情報通信技術を活用したまちづくりを展開。 ・松山市と愛媛大学、団体、民間事業者が産官学連携し、以下の 3 事業を実施。 (1)健康 ICT 事業 (2)観光 ICT 事業 (3)防災 ICT 事業			
	事業名： 愛媛国体開催推進事業、 国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会)観光PR事業 実施時期： 平成 26 年度から平成 29 年度	愛媛県 松山市	・平成 29 年に開催される国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体)及び全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)において、松山市で開催が決定されている競技について円滑に準備、実施することを目指す。 ・また、この機会を活かし、参加する選手・監督等関係者や観覧される全ての方々に再度、松山に来ていただくための観光 PR を実施する。	<u>支援措置：</u> <u>えひめ国体市町等競技施設整備費補助金</u> <u>実施時期：</u> <u>平成 27 年度</u>	※図 (略)		事業名： 愛媛国体開催推進事業、 国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会)観光PR事業 実施時期： 平成 26 年度から平成 29 年度	愛媛県 松山市	・平成 29 年に開催される国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体)及び全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)において、松山市で開催が決定されている競技について円滑に準備、実施することを目指す。 ・また、この機会を活かし、参加する選手・監督等関係者や観覧される全ての方々に再度、松山に来ていただくための観光 PR を実施する。	※図 (略)		
	事業名： 道後温泉地区における誘客キャンペーン (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： 道後温泉地区における誘客キャンペーン (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	事業名： 安心で安全のまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		事業名： 安心で安全のまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>事業名：</u> <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> <u>(道後地区)</u> <u>内容：</u> <u>まちづくり活動への助成やワークショップの開催等</u>	<u>松山市</u>	<u>・道後地区で行われるまちづくり活動への助成やワークショップの開催等のソフト事業によって、中心市街地の再活性化を実現していく。</u> <u>・地域参加ワークショップ開催</u> <u>・道後温泉活性化まちづくり促進補助金</u>	<u>支援措置：</u> <u>新ふるさとづくり総合支援事業費補助金</u> <u>実施時期：</u> <u>平成 27 年度</u>			<u>新規追加</u>					

[illegible]

9. 4 から 8 ま で に 掲 げ る 事 業 及 び 措 置 の 総 合 的 か つ 一 体 的 推 進 に 関 す る 事 項

[1] 略

[2] 中 心 市 街 地 活 性 化 協 議 会 に 関 す る 事 項

(1) 松 山 市 中 心 市 街 地 活 性 化 協 議 会 の 概 要

(株)まちづくり松山及び松山商工会議所が共同設立者となり、平成 19 年 8 月 24 日に松山市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)が設立されている。

協議会は、松山市中心市街地活性化基本計画の策定及び実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整及びまちづくり事業をサポートすることにより、松山市中心市街地の活性化を図り、引いては松山市の発展に寄与することを目的としている。

協議会の会員は、(株)まちづくり松山及び松山商工会議所のほか、松山市の中心市街地において、市街地整備改善、都市福利、中心部居住、商業の活性化に関する事業を実施しようとする者および、松山市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者などで構成されている。

なお協議会には、正会員、準会員で構成される運営会議※を設置しており、タウンマネージャーの選出、個別プロジェクト検討会議の内容、本協議会の運営上重要かつ緊急を要する事項を審議し、議決することとしている。

■ 松山市中心市街地活性化協議会役員名簿(平成 28 年 6 月 20 日現在) (順不同)

役職名	組 織 名	組織上の地位	氏 名
会 長	松山商工会議所	副会頭 (伊予鉄道㈱代表取締役)	佐伯 要
副会長	(株)まちづくり松山	代表取締役会長	日野 二郎
監 事	(株)伊予銀行	公務営業部 部長	高岡 公三
	(株)愛媛銀行	常勤顧問	清水 栄紀
	愛媛信用金庫	理事	川中 真治

タウンマネージャー	(有) 邑都計画研究所	代表取締役	前田 眞
まちづくりコーディネーター	㈱彩都マネジメント	代表取締役	秀野 仁
まちづくりコーディネーター	㈱大建設計工務	代表取締役	正岡 秀樹

■ 松山市中心市街地活性化協議会会員名簿(平成 28 年 6 月 20 日現在) (順不同)

区分	組 織 名	役 職
正会員	松山商工会議所	副会頭
	(株)まちづくり松山	代表取締役会長
準会員	松山市	都市整備部開発・建築担当部長
	(公財)松山観光コンベンション協会	会長
	伊予鉄道(株)	取締役
	松山市商店街連盟	会長
	道後温泉誇れるまちづくり推進協議会	会長
	(一社) お城下松山	理事長
協力会員	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所	所長
	愛媛県経済労働部	経営支援課長
	愛媛県中予地方局建設部	部長
	松山東警察署	生活安全課 調査官

9. 4 から 8 ま で に 掲 げ る 事 業 及 び 措 置 の 総 合 的 か つ 一 体 的 推 進 に 関 す る 事 項

[1] 略

[2] 中 心 市 街 地 活 性 化 協 議 会 に 関 す る 事 項

(1) 松 山 市 中 心 市 街 地 活 性 化 協 議 会 の 概 要

(株)まちづくり松山及び松山商工会議所が共同設立者となり、平成 19 年 8 月 24 日に松山市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)が設立されている。

協議会は、松山市中心市街地活性化基本計画の策定及び実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整及びまちづくり事業をサポートすることにより、松山市中心市街地の活性化を図り、引いては松山市の発展に寄与することを目的としている。

協議会の会員は、(株)まちづくり松山及び松山商工会議所のほか、松山市の中心市街地において、市街地整備改善、都市福利、中心部居住、商業の活性化に関する事業を実施しようとする者および、松山市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者などで構成されている。

なお協議会には、正会員、準会員で構成される運営会議※を設置しており、タウンマネージャーの選出、個別プロジェクト検討会議の内容、本協議会の運営上重要かつ緊急を要する事項を審議し、議決することとしている。

■ 松山市中心市街地活性化協議会役員名簿(平成 26 年 9 月 5 日現在) (順不同)

役職名	組 織 名	組織上の地位	氏 名
会 長	松山商工会議所	副会頭 (伊予鉄道㈱代表取締役)	佐伯 要
副会長	(株)まちづくり松山	代表取締役会長	日野 二郎
監 事	(株)伊予銀行	公務渉外部長	森 洋一
	(株)愛媛銀行	常勤顧問	清水 栄紀
	愛媛信用金庫	理事	川中 真治

タウンマネージャー	(有) 邑都計画研究所	代表取締役	前田 眞
まちづくりコーディネーター	㈱彩都マネジメント	代表取締役	秀野 仁
まちづくりコーディネーター	㈱大建設計工務	代表取締役	正岡 秀樹

■ 松山市中心市街地活性化協議会会員名簿簿(平成 26 年 9 月 5 日現在) (順不同)

区分	組 織 名	役 職
正会員	松山商工会議所	副会頭
	(株)まちづくり松山	代表取締役会長
準会員	松山市	都市整備部開発・建築担当部長
	(公財)松山観光コンベンション協会	会長
	伊予鉄道(株)	常務取締役
	松山市商店街連盟	会長
	道後温泉誇れるまちづくり推進協議会	会長
	(一社) お城下松山	理事長
協力会員	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所	所長
	愛媛県経済労働部	経営支援課長
	愛媛県中予地方局建設部	部長
	松山東警察署	生活安全課 調査官

		(株)日本政策投資銀行松山事務所	所長			(株)日本政策投資銀行松山事務所	所長	
		愛媛大学	地域創成研究センター長			愛媛大学	地域創成研究センター長	
		松山大学	総合研究所長			松山大学	総合研究所長	
		松山市社会福祉協議会	<u>常務理事</u>			松山市社会福祉協議会	<u>常務理事兼事務局長</u>	
		松山市公民館連絡協議会	<u>監事</u>			松山市公民館連絡協議会	<u>会長</u>	
		松山市小中学校PTA連合会	会長			松山市小中学校PTA連合会	会長	
		(公社)松山青年会議所	理事長			(公社)松山青年会議所	理事長	
		(株)伊予鉄高島屋	<u>常務取締役</u>			(株)伊予鉄高島屋	<u>代表取締役専務取締役</u>	
		(株)松山三越	総務部長			(株)松山三越	総務部長	
		NPO 法人日本ガーディアンエンジェルス松山支部	支部長			NPO 法人日本ガーディアンエンジェルス松山支部	支部長	
		四国電力(株)松山支店	<u>課長</u>			四国電力(株)松山支店	<u>営業部 課長</u>	
		四国ガス(株)松山本社	松山地域開発部長			四国ガス(株)松山本社	松山地域開発部長	
		(株)伊予銀行	<u>公務営業部 部長</u>			(株)伊予銀行	<u>公務渉外部長</u>	
		(株)愛媛銀行	常勤顧問			(株)愛媛銀行	常勤顧問	
		愛媛信用金庫	理事			愛媛信用金庫	理事	
		四国旅客鉄道(株)愛媛企画部	部長			四国旅客鉄道(株)愛媛企画部	部長	
		西日本電信電話(株)愛媛支店	支店長			西日本電信電話(株)愛媛支店	支店長	
		(株)愛媛CATV	常務取締役			(株)愛媛CATV	常務取締役	
		愛媛ホテル協会	会長			愛媛ホテル協会	会長	
	賛助会員	経済産業省四国経済産業局産業部	部長		賛助会員	経済産業省四国経済産業局産業部	部長	
		国土交通省四国地方整備局建政部	都市・住宅整備課長			国土交通省四国地方整備局建政部	都市・住宅整備課長	
		独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部	地域振興課長			独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部	地域振興課長	
		独立行政法人都市再生機構西日本支社	地方都市再生チームリーダー			独立行政法人都市再生機構西日本支社	地方都市再生チームリーダー	
		(一財)民間都市開発推進機構	企画部課長			(一財)民間都市開発推進機構	企画部課長	

(2) 総会及び運営会議の開催状況

■松山市中心市街地活性化協議会 総会

	年月日	議題等
[平成 24 年度]		
第1回	平成24年4月9日(火)	議題 1. 平成23年度事業報告(案)について 2. 平成23年度収支決算見込(案)について 3. 平成24年度事業計画(案)について 4. 平成24年度収支予算(案)について 5. 監事の選任について 6. 運営会議委員の承認について [報告] 中心市街地活性化基本計画の現状報告 [講演] 100年後を見据えたまちづくり (講師:高松丸亀町商店街 古川 康造 氏)
第2回	平成 25 年 5 月 23 日(水)	議題 1. 平成23年度事業報告(案)について 2. 平成23年度収支決算(案)について 3. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する

(4) 総会及び運営会議の開催状況

■松山市中心市街地活性化協議会 総会

	年月日	議題等
[平成 24 年度]		
第1回	平成24年4月9日(火)	議題 1. 平成23年度事業報告(案)について 2. 平成23年度収支決算見込(案)について 3. 平成24年度事業計画(案)について 4. 平成24年度収支予算(案)について 5. 監事の選任について 6. 運営会議委員の承認について [報告] 中心市街地活性化基本計画の現状報告 [講演] 100年後を見据えたまちづくり (講師:高松丸亀町商店街 古川 康造 氏)
第2回	平成 25 年 5 月 23 日(水)	議題 1. 平成23年度事業報告(案)について 2. 平成23年度収支決算(案)について 3. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する

		意見書の提出について
第3回	平成25年1月31日(木)	議題 中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議 会意見(案)について
[平成 25 年度]		
第1回	平成25 年4月 18 日(木)	議題 1. 平成24年度事業報告(案)について 2. 平成24年度収支決算見込(案)について 3. 平成25年度事業計画(案)について 4. 平成25年度収支予算(案)について 5. 運営会議委員の承認について [報告] 中心市街地活性化基本計画の現状報告について [講演]基本計画事後評価及び次期計画方針について (講師:日建設計総合研究所 西尾 京介 氏) まちなかの賑わいづくり ～北陸新幹線開業を見据えて～ (講師:金沢商業活性化センター 加納 明彦氏)
第2回	平成 25 年 6 月 17 日(月)	議題 1. 平成24年度事業報告(案)について 2. 平成24年度収支決算(案)について 3. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する 意見書の提出について
[平成 26 年度]		
第1回	平成 26 年 5 月 19 日(月)	議題 1. 平成25年度事業報告(案)について 2. 平成25年度収支決算(案)について 3. 平成26年度事業計画(案)について 4. 平成26年度収支予算(案)について 5. 監事の選任について 6. 運営会議委員の承認について 7. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する 意見書の提出について [報告] 1. 会員の入退会について 2. 中心市街地活性化基本計画の現状報告について 3. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正す る法律(案)の概要について
第2回	平成 26 年 9 月 5 日(金)	議題 1. 監事の専任について 2. 第2期松山市中心市街地活性化基本計画への意 見書(案)の提出について
第3回	平成 27 年 2 月 26 日(木)	議題 1. 松山市中心市街地活性化基本計画(新計画)の一 部変更に関する意見書(案)の提出について
[平成 27 年度]		

		意見書の提出について
第3回	平成25年1月31日(木)	議題 中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議 会意見(案)について
[平成 25 年度]		
第1回	平成25 年4月 18 日(木)	議題 1. 平成24年度事業報告(案)について 2. 平成24年度収支決算見込(案)について 3. 平成25年度事業計画(案)について 4. 平成25年度収支予算(案)について 5. 運営会議委員の承認について [報告] 中心市街地活性化基本計画の現状報告について [講演]基本計画事後評価及び次期計画方針について (講師:日建設計総合研究所 西尾 京介 氏) まちなかの賑わいづくり ～北陸新幹線開業を見据えて～ (講師:金沢商業活性化センター 加納 明彦氏)
第2回	平成 25 年 6 月 17 日(月)	議題 1. 平成24年度事業報告(案)について 2. 平成24年度収支決算(案)について 3. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する 意見書の提出について
[平成 26 年度]		
第1回	平成 26 年 5 月 19 日(月)	議題 1. 平成25年度事業報告(案)について 2. 平成25年度収支決算(案)について 3. 平成26年度事業計画(案)について 4. 平成26年度収支予算(案)について 5. 監事の選任について 6. 運営会議委員の承認について 7. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する 意見書の提出について [報告] 1. 会員の入退会について 2. 中心市街地活性化基本計画の現状報告について 3. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正す る法律(案)の概要について
第2回	平成 26 年 9 月 5 日(金)	議題 1. 監事の専任について 2. 第2期松山市中心市街地活性化基本計画への意 見書(案)の提出について
第3回	平成 27 年 2 月 26 日(木)	議題 1. 松山市中心市街地活性化基本計画(新計画)の一 部変更に関する意見書(案)の提出について
[平成 27 年度]		

第 1 回	平成 27 年 6 月 2 日(火)	議題 1. 正副会長の選任について 2. 幹事の選任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 平成26年度事業報告(案)について 5. 平成26年度収支決算(案)について 6. 平成27年度事業計画(案)について 7. 平成27年度収支予算(案)について 8. その他
第2回	平成 27 年 10 月 23 日(金)	議題 1. 松山市中心市街地活性化基本計画(新計画)の一部変更に関する意見書(案)の提出について
[平成 28 年度]		
第 1 回	平成 28 年 6 月 20 日(月)	議題 <u>1. 監事の選任について</u> <u>2. 運営会議委員の承認について</u> <u>3. 平成27年度事業報告(案)について</u> <u>4. 平成27年度収支決算(案)について</u> <u>5. 平成28年度事業計画(案)について</u> <u>6. 平成28年度収支予算(案)について</u> <u>7. その他</u>
第2回	平成 29 年 1 月 23 日(月)	議題 <u>1. 会長の選任について</u> <u>2. 監事の選任について</u> <u>3. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書(案)の提出について</u>

■ 松山市中心市街地活性化協議会 運営会議

	年月日	議題等
[平成 24 年度]		
第1回	平成 24 年 5 月 18 日(金)	議題 1. 平成23年度事業報告(案)について 2. 平成23年度収支決算(案)について 3. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書(案)について 4. 意見交換、報告事項等について 報告 大街道空間づくり調査結果について まちづくりコーディネーター 正岡 秀樹 氏
第2回	平成 25 年 1 月 29 日(火)	議題 1. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書(案)について 2. 平成24年度事業実施状況、収支決算状況 3. 意見交換、報告事項等について
第3回	平成 25 年 3 月 19 日(火)	議題 1. 次期中心市街地活性化基本計画の基本方針等について(日建設計合研究所主任研究員 西尾 京介

第 1 回	平成 27 年 6 月 2 日(火)	議題 1. 正副会長の選任について 2. 幹事の選任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 平成26年度事業報告(案)について 5. 平成26年度収支決算(案)について 6. 平成27年度事業計画(案)について 7. 平成27年度収支予算(案)について 8. その他
第2回	平成 27 年 10 月 23 日(金)	議題 1. 松山市中心市街地活性化基本計画(新計画)の一部変更に関する意見書(案)の提出について
新規追加		
新 規 追 加		
新 規 追 加		

■ 松山市中心市街地活性化協議会 運営会議

	年月日	議題等
[平成 24 年度]		
第1回	平成 24 年 5 月 18 日(金)	議題 1. 平成23年度事業報告(案)について 2. 平成23年度収支決算(案)について 3. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書(案)について 4. 意見交換、報告事項等について 報告 大街道空間づくり調査結果について まちづくりコーディネーター 正岡 秀樹 氏
第2回	平成 25 年 1 月 29 日(火)	議題 1. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書(案)について 2. 平成24年度事業実施状況、収支決算状況 3. 意見交換、報告事項等について
第3回	平成 25 年 3 月 19 日(火)	議題 1. 次期中心市街地活性化基本計画の基本方針等について(日建設計合研究所主任研究員 西尾 京介

			氏) 2. 意見交換 3. 平成24年度事業実施状況・決算状況について 4. 平成25年度事業計画(案)・収支予算(案)について				氏) 2. 意見交換 3. 平成24年度事業実施状況・決算状況について 4. 平成25年度事業計画(案)・収支予算(案)について	
	[平成 25 年度]					[平成 25 年度]		
	第1回	平成 25 年 7 月 8 日(月)	議題 1. 平成25年度事業実施、進捗状況等について 2. 意見交換			第1回	平成 25 年 7 月 8 日(月)	議題 1. 平成25年度事業実施、進捗状況等について 2. 意見交換
	第2回	平成 25 年 9 月 2 日(月)	議題 1. 平成25年度事業実施、進捗状況等について 2. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業の申請について 3. 意見交換、報告事項等について			第2回	平成 25 年 9 月 2 日(月)	議題 1. 平成25年度事業実施、進捗状況等について 2. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業の申請について 3. 意見交換、報告事項等について
	第 3 回	平成 25 年 12 月 19 日(木)	1. 平成25年度事業実施、進捗状況等について ①協議会の今後の在り方を考える検討会について ②商店街空間づくり事業について 2. 次年度事業、予算について 3. 意見交換、報告事項等について			第 3 回	平成 25 年 12 月 19 日(木)	1. 平成25年度事業実施、進捗状況等について ①協議会の今後の在り方を考える検討会について ②商店街空間づくり事業について 2. 次年度事業、予算について 3. 意見交換、報告事項等について
	第 4 回	平成 26 年 2 月 24 日(月)	議題 1. 平成25年度実施事業、進捗状況等について ①まちづくり初動期支援事業について ②商店街空間づくり事業について 2. 平成26年度事業、予算について 3. 意見交換、報告事項等について			第 4 回	平成 26 年 2 月 24 日(月)	議題 1. 平成25年度実施事業、進捗状況等について ①まちづくり初動期支援事業について ②商店街空間づくり事業について 2. 平成26年度事業、予算について 3. 意見交換、報告事項等について
	[平成 26 年度]					[平成 26 年度]		
	第1回	平成 26 年 5 月 1 日(木)	議題 1. 平成25年度事業報告(案)について 2. 平成25年度収支決算(案)について 3. 平成26年度事業計画(案)について 4. 平成26年度収支予算(案)について 5. 監事の選任について 6. 運営会議委員の承認について 7. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書の提出について [報告] 1. 会員の入退会について 2. 中心市街地活性化基本計画の現状報告について 3. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(案)の概要について			第1回	平成 26 年 5 月 1 日(木)	議題 1. 平成25年度事業報告(案)について 2. 平成25年度収支決算(案)について 3. 平成26年度事業計画(案)について 4. 平成26年度収支予算(案)について 5. 監事の選任について 6. 運営会議委員の承認について 7. 中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書の提出について [報告] 1. 会員の入退会について 2. 中心市街地活性化基本計画の現状報告について 3. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(案)の概要について
	第2回	平成 26 年 6 月 30 日(月)	議題 1. 若手経営者交流会事業について 2. 第2期中心市街地活性化基本計画の概要について			第2回	平成 26 年 6 月 30 日(月)	議題 1. 若手経営者交流会事業について 2. 第2期中心市街地活性化基本計画の概要について
	第3回	平成 26 年8月6日(水)	議題 1. 第2期中心市街地活性化基本計画の概要について			第3回	平成 26 年8月6日(水)	議題 1. 第2期中心市街地活性化基本計画の概要について
	第4回	平成 26 年8月 27 日(水)	議題 1. 監事の専任について 2. 松山市中心市街地活性化基本計画(新計画)へ			第4回	平成 26 年8月 27 日(水)	議題 1. 監事の専任について 2. 松山市中心市街地活性化基本計画(新計画)へ

		の意見書(案)の提出について				の意見書(案)の提出について	
第5回	平成 27 年 1 月 20 日(火)	議題 1. 大規模小売店舗立地法特例区域の指定に係る意見のとりまとめについて 2. 第一期基本計画の最終フォローアップに関するコメントについて 3. 協議会 今年度・来年度事業等について 4. その他		第5回	平成 27 年 1 月 20 日(火)	議題 1. 大規模小売店舗立地法特例区域の指定に係る意見のとりまとめについて 2. 第一期基本計画の最終フォローアップに関するコメントについて 3. 協議会 今年度・来年度事業等について 4. その他	
[平成 27 年度]				[平成 27 年度]			
第1回	平成 27 年 5 月 19 日(火)	議題 1. 正副会長の選任について 2. 監事の専任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 平成26年度事業報告(案)について 5. 平成26年度収支決算(案)について 6. 平成27年度事業計画(案)について 7. 平成27年度収支予算(案)について 8. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について		第1回	平成 27 年 5 月 19 日(火)	議題 1. 正副会長の選任について 2. 監事の専任について 3. 運営会議委員の承認について 4. 平成26年度事業報告(案)について 5. 平成26年度収支決算(案)について 6. 平成27年度事業計画(案)について 7. 平成27年度収支予算(案)について 8. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について	
第2回	平成 27 年 10 月 19 日(月)	議題 <u>1. 大規模小売店舗立地法特例区域の指定に係る意見の取りまとめについて</u> <u>2. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書(案)の提出について</u>		新規追加			
[平成 28 年度]				新規追加			
第 1 回	平成 28 年 6 月 2 日(木)	議題 <u>1. 監事の選任について</u> <u>2. 運営会議委員の承認について</u> <u>3. 平成27年度事業報告(案)について</u> <u>4. 平成27年度収支決算(案)について</u> <u>5. 平成28年度事業計画(案)について</u> <u>6. 平成28年度収支予算(案)について</u> <u>7. タウンマネージャー・まちづくりマネージャーの選任について</u>		新規追加			
第2回	平成 29 年 12 月 7 日(水)	議題 <u>1. 会長の選任について</u> <u>2. 監事の選任について</u> <u>3. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に関する意見書(案)の提出について</u>		新規追加			

(3) 松山市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成26年9月5日

松山市長
野志克仁様

松山市中心市街地活性化協議会
会長 佐伯 要

松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

(3) 松山市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成26年9月5日

松山市長
野志克仁様

松山市中心市街地活性化協議会
会長 佐伯 要

松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

松山市中心市街地活性化基本計画（新計画）に対する意見

松山市中心市街地活性化協議会

本協議会においては、松山市が新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、国への認定申請を行うことで、都市機能を集約するコンパクトなまちづくりに向けての取組みを改めて強く宣言したものと認識しております。

基本計画は、「訪れたいくなる都心としての機能強化」「都市型観光地としての魅力向上」「安心して住み続けられる豊かな生活環境の充実」を三本柱に掲げ、地域の実情を踏まえた明確な将来の方向性を示しているとともに、中心市街地活性化に関する数値目標も設定され、その実現に向けた具体的な取組みについても提示されております。

その中でも、区域設定においては、中長期的な視点で活性化を進めるうえで、現行計画エリアの役割の重要性は変わらないとしながらも、緊急の課題である都心機能の強化、観光振興を重点的に取り組むために、3つの拠点的なエリアを設定し、それぞれの特徴や目的等に応じて集中的・戦略的に事業を展開されようとしていることから、おおむね妥当であるとの結論に至りました。

本協議会においても、今後の活動の中で本基本計画の実施にあたり、必要な取組みの研究や検討を行い、鋭意支援、協力していく所存です。松山市におかれましては、県都としての機能、役割を重視しながら、松山市の中心市街地の特性を十分に発揮させるものとなるよう最大限の努力を引き続きお願い致します。

なお、基本計画の策定及び実施にあたりましては、松山市は次の事項に配慮されますことを望みます。

記

（新たな事業の追加、見直し等について）

1. 事業計画の進捗状況、成果等については、報告を行うとともに事業内容の見直し、新規事業の追加についても協議をされたい。また、基本計画には記載していない民間が行う地道な中心市街地活性化事業についても、引き続き支援をされたい。

（計画区域について）

2. 今回の基本計画では、区域が縮小されることとなっていますが、前計画で指定されていた区域、並びに公共交通機関沿線を含む周辺区域も活性化の観点から重要な区域に変わりはないことから、引き続き配慮をされたい。

（都市機能の立地誘導について）

3. 条例により準工業地域への大規模集客施設の立地規制を行っていることは、松山市の中心市街地活性化に向けた強い意思表示と高く評価していますが、加えて、都市再生法などの改正に伴う制度を活用した都市機能の立地誘導についても、今後、前向きにご検討いただきたい。

松山市中心市街地活性化基本計画（新計画）に対する意見

松山市中心市街地活性化協議会

本協議会においては、松山市が新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、国への認定申請を行うことで、都市機能を集約するコンパクトなまちづくりに向けての取組みを改めて強く宣言したものと認識しております。

基本計画は、「訪れたいくなる都心としての機能強化」「都市型観光地としての魅力向上」「安心して住み続けられる豊かな生活環境の充実」を三本柱に掲げ、地域の実情を踏まえた明確な将来の方向性を示しているとともに、中心市街地活性化に関する数値目標も設定され、その実現に向けた具体的な取組みについても提示されております。

その中でも、区域設定においては、中長期的な視点で活性化を進めるうえで、現行計画エリアの役割の重要性は変わらないとしながらも、緊急の課題である都心機能の強化、観光振興を重点的に取り組むために、3つの拠点的なエリアを設定し、それぞれの特徴や目的等に応じて集中的・戦略的に事業を展開されようとしていることから、おおむね妥当であるとの結論に至りました。

本協議会においても、今後の活動の中で本基本計画の実施にあたり、必要な取組みの研究や検討を行い、鋭意支援、協力していく所存です。松山市におかれましては、県都としての機能、役割を重視しながら、松山市の中心市街地の特性を十分に発揮させるものとなるよう最大限の努力を引き続きお願い致します。

なお、基本計画の策定及び実施にあたりましては、松山市は次の事項に配慮されますことを望みます。

記

（新たな事業の追加、見直し等について）

1. 事業計画の進捗状況、成果等については、報告を行うとともに事業内容の見直し、新規事業の追加についても協議をされたい。また、基本計画には記載していない民間が行う地道な中心市街地活性化事業についても、引き続き支援をされたい。

（計画区域について）

2. 今回の基本計画では、区域が縮小されることとなっていますが、前計画で指定されていた区域、並びに公共交通機関沿線を含む周辺区域も活性化の観点から重要な区域に変わりはないことから、引き続き配慮をされたい。

（都市機能の立地誘導について）

3. 条例により準工業地域への大規模集客施設の立地規制を行っていることは、松山市の中心市街地活性化に向けた強い意思表示と高く評価していますが、加えて、都市再生法などの改正に伴う制度を活用した都市機能の立地誘導についても、今後、前向きにご検討いただきたい。

平成27年2月26日

松山市長
野志克仁様

松山市中心市街地活性化協議会
会長 佐伯 要



松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、意見書を
提出いたします。

平成27年2月26日

松山市長
野志克仁様

松山市中心市街地活性化協議会
会長 佐伯 要



松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、意見書を
提出いたします。

松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に対する意見書

松山市中心市街地活性化協議会

中心市街地活性化基本計画の一部変更は、本基本計画の目標である「訪れたい都心としての機能強化」及び「都市型観光地としての魅力向上」に資する新たな事業を盛り込むとともに、国の支援措置名や実施期間の変更に伴うものであり、当協議会としては妥当であると判断します。

今後も、中心市街地を取り巻く社会・経済環境等を鑑み、引き続き当協議会を含めた関係者等と連携し、効果的な活性化事業を実施されますようお願い申し上げます。

松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に対する意見書

松山市中心市街地活性化協議会

中心市街地活性化基本計画の一部変更は、本基本計画の目標である「訪れたい都心としての機能強化」及び「都市型観光地としての魅力向上」に資する新たな事業を盛り込むとともに、国の支援措置名や実施期間の変更に伴うものであり、当協議会としては妥当であると判断します。

今後も、中心市街地を取り巻く社会・経済環境等を鑑み、引き続き当協議会を含めた関係者等と連携し、効果的な活性化事業を実施されますようお願い申し上げます。

新規追加

平成27年10月23日

松山市長
野志克仁様

松山市中心市街地活性化協議会
会長 佐伯 寛

松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、意見書を
提出いたします。

<u>松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に対する意見書</u> <u>松山市中心市街地活性化協議会</u> <u>中心市街地活性化基本計画の一部変更は、本基本計画の目標である「訪れたくなる都心としての機能強化」及び「都市型観光地としての魅力向上」に資する新たな事業を盛り込むとともに、国の支援措置名や実施期間の変更に伴うものであり、当協議会としては妥当であると判断します。</u> <u>今後も、中心市街地を取り巻く社会・経済環境等を鑑み、引き続き当協議会を含めた関係者等と連携し、効果的な活性化事業を実施されますようお願い申し上げます。</u>	新規追加
---	---

新規追加

松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、意見書を提出致します。

中心市街地活性化基本計画の一部変更は、本基本計画の目標である「都市型観光地としての魅力向上」等に資する新たな事業を盛り込むものや国の支援措置名の変更等に伴うものであり、当協議会としては妥当であると判断します。

厳しい状況が続く中心市街地に対し、総合的な活性化策を推進していくことが重要であることから、引き続き、当協議会を含めた関係者等と連携し、効果的な活性化事業を実施されますようお願い申し上げます。

平成29年1月23日

松山市長 野志 克仁 様

松山市中心市街地活性化協議会

会長 関 啓 三



[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 略

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地活性化の推進にあたっては、民間事業者やまちづくり団体、大学、行政、第3セクターなど多様な主体の連携・協働により取り組みを行っていく。

これらの多様な主体が参画するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整する組織が中心市街地活性化協議会であるが、松山市中心市街地活性化協議会は、基本計画に対する協議や調整だけでなく、自ら活性化事業に取り組むことが特徴であり、(株)まちづくり松山、松山商工会議所をはじめとする協議会メンバーを中心に、多様な主体が連携して、まちづくり初動期支援、商業振興対策等の活性化事業を行っている。

また松山市においては、平成 26 年 2 月に公・民・学連携まちづくりの共通プラットフォームとして松山市都市再生協議会が設立され、平成 26 年 4 月には愛媛大学にアーバンデザイン研究部門が新設され 3 人の研究者(教授 2 人、助教 1 人)が配属されている。

そして、秋には松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設が中心市街地に設置される(平成 26 年 10 月)予定。

今後、松山市中心市街地活性化協議会を中心としながら、アーバンデザインセンターとも連携し、引き続き、各種事業者、団体とも、より一層の協力体制を構築することで、中心市街地活性化に多様な主体の発想等を取り入れ、個別事業を効率的、効果的に推進していく。

■ 松山市都市再生協議会委員

役職	団体名・肩書	
会長	愛媛大学 <u>防災情報研究センター センター長</u>	大学
副会長	東京大学大学院 工学系研究科 教授	大学
副会長	松山市 副市長	行政
	松山商工会議所 会頭	地域経済団体
	伊予鉄道(株) <u>常務取締役</u>	公共交通事業者
	(株)まちづくり松山 代表取締役	まちづくり団体
	愛媛大学大学院 理工学研究科 教授	大学
	松山大学 法学部 教授	大学
	聖カトリナ大学 <u>人間健康福祉学部 教授</u>	大学
	松山東雲女子大学 <u>人文科学部 教授</u>	大学
	松山市 都市整備部(開発・建築担当)部長	行政
	松山市 都市整備部長	行政
	松山市 産業経済部長	行政

■ 松山アーバンデザインセンター

役職	肩書	
センター長	東京大学大学院 工学系研究科 教授	
副センター長	愛媛大学 社会連携推進機構 教授	(常駐職員)
副センター長	愛媛大学 <u>社会共創学部</u> 准教授	
シニアディレクター	愛媛大学 社会連携推進機構 教授	(常駐職員)
ディレクター	愛媛大学 社会連携推進機構 助教	(常駐職員)
事務職員	愛媛大学 社会連携推進機構 研究補助員	(常駐職員)

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 略

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地活性化の推進にあたっては、民間事業者やまちづくり団体、大学、行政、第3セクターなど多様な主体の連携・協働により取り組みを行っていく。

これらの多様な主体が参画するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整する組織が中心市街地活性化協議会であるが、松山市中心市街地活性化協議会は、基本計画に対する協議や調整だけでなく、自ら活性化事業に取り組むことが特徴であり、(株)まちづくり松山、松山商工会議所をはじめとする協議会メンバーを中心に、多様な主体が連携して、まちづくり初動期支援、商業振興対策等の活性化事業を行っている。

また松山市においては、平成 26 年 2 月に公・民・学連携まちづくりの共通プラットフォームとして松山市都市再生協議会が設立され、平成 26 年 4 月には愛媛大学にアーバンデザイン研究部門が新設され 3 人の研究者(教授 2 人、助教 1 人)が配属されている。

そして、秋には松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設が中心市街地に設置される(平成 26 年 10 月)予定。

今後、松山市中心市街地活性化協議会を中心としながら、アーバンデザインセンターとも連携し、引き続き、各種事業者、団体とも、より一層の協力体制を構築することで、中心市街地活性化に多様な主体の発想等を取り入れ、個別事業を効率的、効果的に推進していく。

■ 松山市都市再生協議会委員

役職	団体名・肩書	
会長	愛媛大学 <u>理事・副学長</u>	大学
副会長	東京大学大学院 工学系研究科 教授	大学
副会長	松山市 副市長	行政
	松山商工会議所 会頭	地域経済団体
	伊予鉄道(株) <u>代表取締役社長</u>	公共交通事業者
	(株)まちづくり松山 代表取締役	まちづくり団体
	愛媛大学大学院 理工学研究科教授	大学
	松山大学 法学部教授	大学
	聖カトリナ大学 <u>副学長</u>	大学
	松山東雲女子大学 <u>学長補佐</u>	大学
	松山市 都市整備部(開発・建築担当)部長	行政
	松山市 都市整備部長	行政
	松山市 産業経済部長	行政

■ 松山アーバンデザインセンター

役職	肩書	
センター長	東京大学大学院 工学系研究科 教授	
副センター長	愛媛大学 社会連携推進機構 教授	(常駐職員)
副センター長	愛媛大学 <u>大学院 理工学研究科</u> 准教授	
シニアディレクター	愛媛大学 社会連携推進機構 教授	(常駐職員)
ディレクター	愛媛大学 社会連携推進機構 助教	(常駐職員)
事務職員	愛媛大学 社会連携推進機構 研究補助員	(常駐職員)

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 [1] 略 [2] 略 [3] 略 [4] 都市機能の集積のための事業等 都市機能の集積にあたっては、以下に示す施設整備を進める。 松山市の中心市街地には、人口や事業所、商業機能など多様な都市機能がバランスよく集積しており、観光拠点機能も共存しているが、以下の事業等の実施によって、都市機能の集積を更に促し、活性化を図っていく。 ■ 都市機能の集積化に資する主な事業 4章 市街地の整備改善のための事業 松山駅周辺土地地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 JR 松山駅付近連続立体交差事業 椿の湯施設整備事業 大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業(ラフォーレ原宿・松山跡地) 二番町三丁目南第一地区優良建築物等整備事業(ゴンドラ) 5章 都市福利施設を整備する事業 愛媛県立中央病院整備運営事業 松山赤十字病院整備事業 教育センター整備事業 まちなか子育て・市民交流事業 6章 居住環境の向上のための事業 新住宅マスタープランに基づく事業展開 (サービス付き高齢者向け住宅の中心市街地への誘致ほか) 7章 商業の活性化のための事業 情報通信関連産業の誘致(産業立地セールス事業) <u>松山市民しごと創造ワンストップ支援事業</u> 8章 4から7までの事業と一体的に推進する事業 中心市街地活性化ソフト事業(道後地区)	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 [1] 略 [2] 略 [3] 略 [4] 都市機能の集積のための事業等 都市機能の集積にあたっては、以下に示す施設整備を進める。 松山市の中心市街地には、人口や事業所、商業機能など多様な都市機能がバランスよく集積しており、観光拠点機能も共存しているが、以下の事業等の実施によって、都市機能の集積を更に促し、活性化を図っていく。 ■ 都市機能の集積化に資する主な事業 4章 市街地の整備改善のための事業 松山駅周辺土地地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 JR 松山駅付近連続立体交差事業 椿の湯施設整備事業 大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業(ラフォーレ原宿・松山跡地) 二番町三丁目南第一地区優良建築物等整備事業(ゴンドラ) 5章 都市福利施設を整備する事業 愛媛県立中央病院整備運営事業 松山赤十字病院整備事業 教育センター整備事業 まちなか子育て・市民交流事業 6章 居住環境の向上のための事業 新住宅マスタープランに基づく事業展開 (サービス付き高齢者向け住宅の中心市街地への誘致ほか) 7章 商業の活性化のための事業 情報通信関連産業の誘致(産業立地セールス事業) <u>中小企業創業・経営交流プラザ(企業経営や創業のための情報・学習支援事業)</u> 8章 4から7までの事業と一体的に推進する事業 中心市街地活性化ソフト事業(道後地区)
--	---